

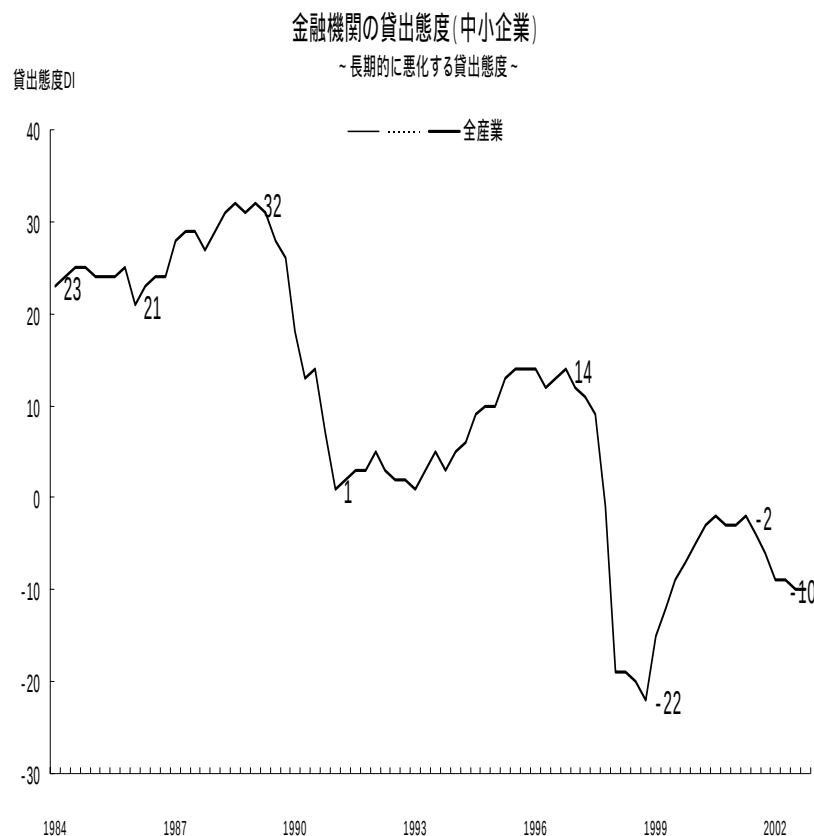
中小企業金融システムの現状

平成15年5月
中小企業庁

1. 中小企業金融システムの現状

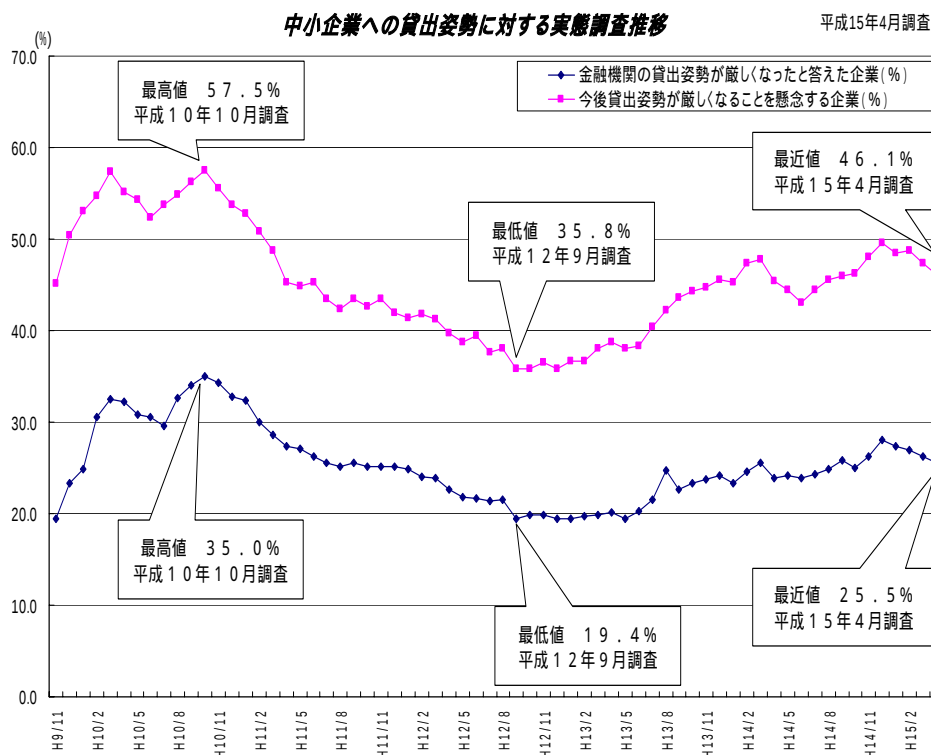
(1) 金融機関の中小企業向け貸出姿勢

金融機関の中小企業向け貸出姿勢は、90年代後半以降、厳しい水準で推移。



資料: 日本銀行「企業短期経済観測」

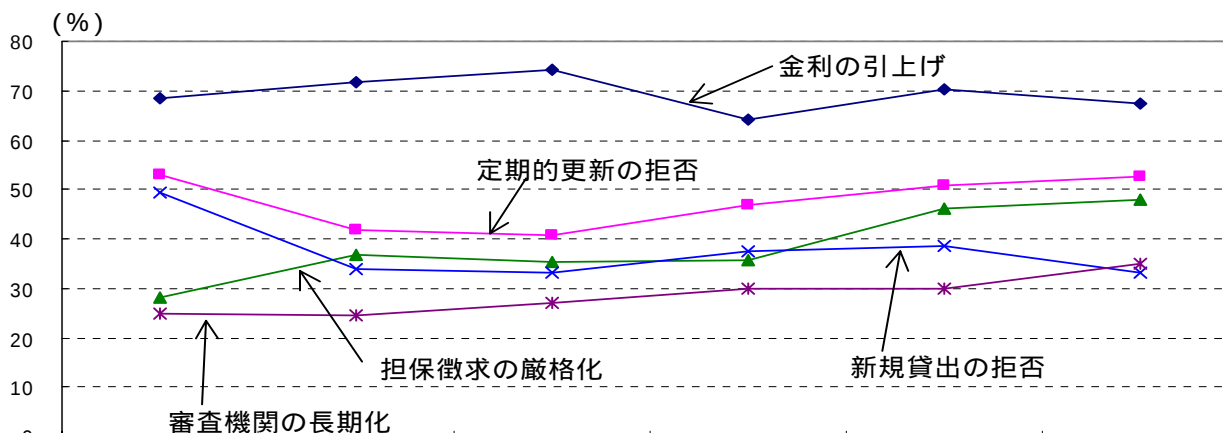
(注) 金融機関の貸出態度DI = 「緩い」 - 「厳しい」



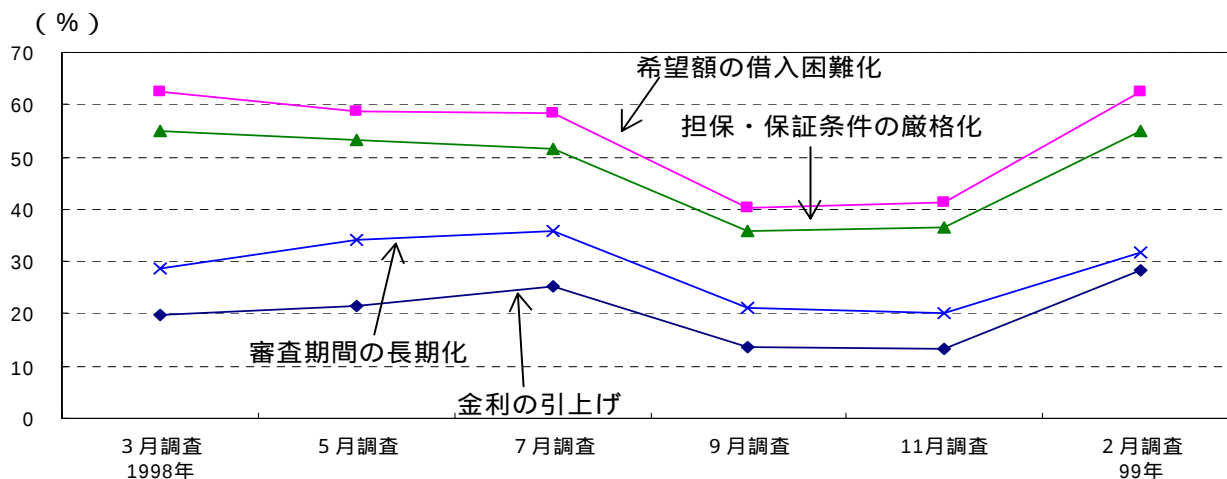
<貸し渋り・貸し剥がしについて>

中小企業の場合、取引先金融機関の貸出姿勢の悪化は、(イ)希望借入困難化、(ロ)担保・保証条件の厳格化につながる傾向あり。

中堅・大企業



中小企業

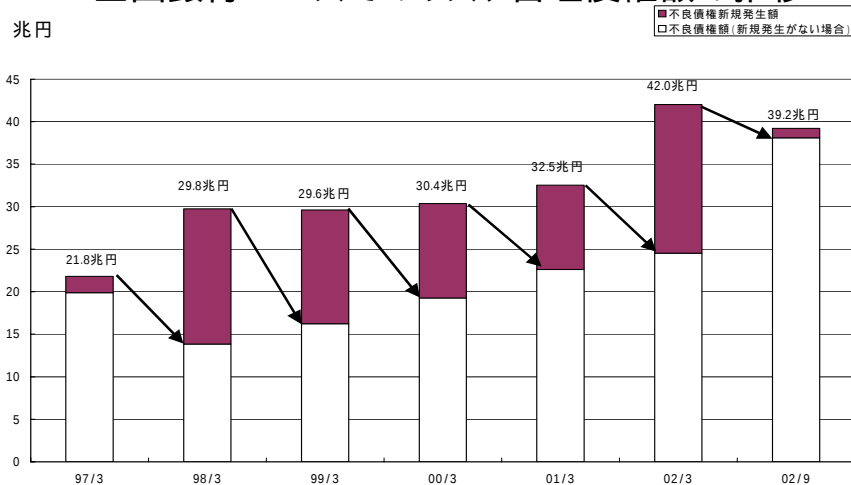


- (備考) 1. 通商産業省資料「国内外における貸し渋りの状況と今後の見通しについて」等により作成。
 2. いずれも「貸し渋り」を受けていると回答した企業に占める割合。
 3. アンケートは、複数回答可として実施された。

(2) 金融機関のリスクテイク能力の低下 不良債権処理の現状

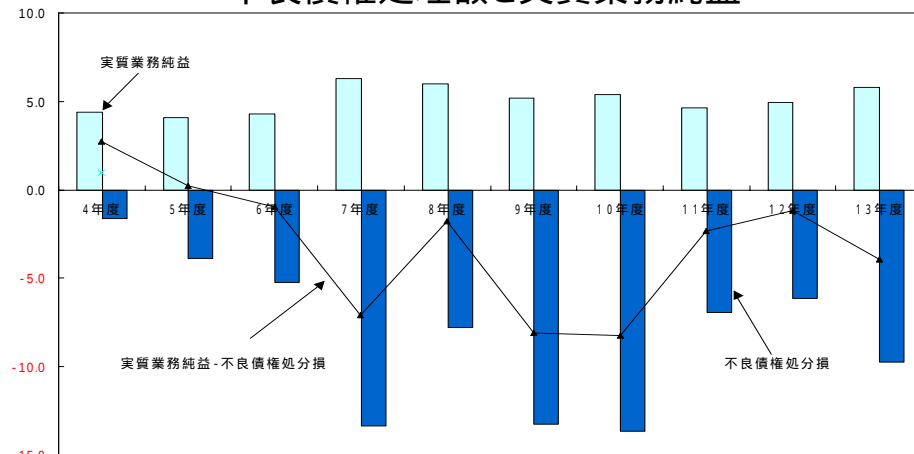
金融機関は不良債権処理に追われ、その収益力は厳しい状況。近年、金融機関は監督当局より、不良債権処理を強く求められている。

全国銀行ベースでのリスク管理債権額の推移



(注) 新規発生額は、貸倒引当金取崩と直接償却等の和をオフバランス化したものとして推計。
基礎データは金融庁「全国銀行の不良債権処分状況」
上記データはリスク管理債権の額の推移

不良債権処理額と実質業務純益



(注) 実質業務純益とは一般貸倒引当金控除前業務純益。

【最近の不良債権処理政策】

金融経済対策(平成13年4月6日)

・主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化につながる措置

改革先行プログラム(平成13年10月26日)

・同時に、他の分野の構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整機関が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る。

より強固な金融システムの構築に向けた施策(平成14年4月12日)

・主要行の破綻懸念先以下の債権について、具体的処理目標(原則1年以内に5割、2年以内にその太宗(8割目途))設定、信託を含むRCCの機能も積極的に活用し、オフバランス化を一層加速。

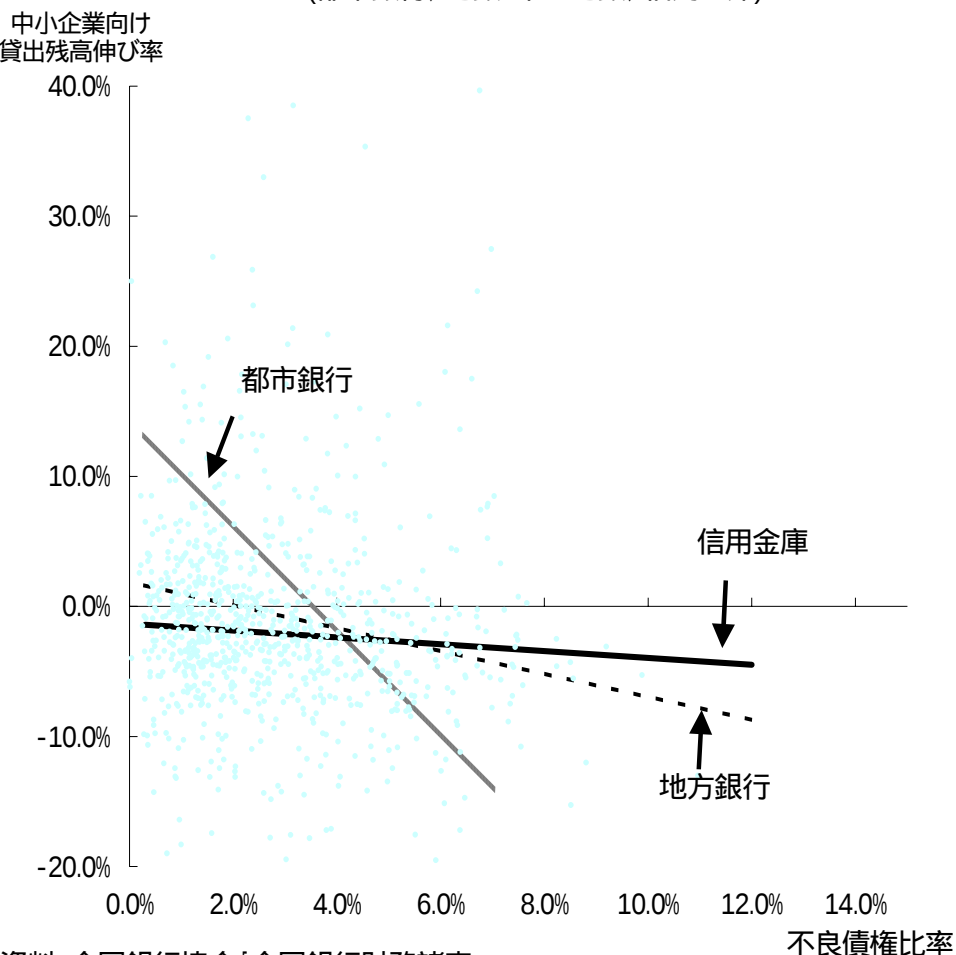
金融再生プログラム(平成14年10月30日)

・平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。

不良債権比率と中小企業向け貸出

金融機関の不良債権比率と中小企業向け貸出伸び率は有意に相関。特に、都市銀行においては、その感応度は相対的に大きい。

金融機関不良債権比率と中小企業向け貸出残高伸び率
(都市銀行、地銀・第二地銀、信用金庫)



資料：全国銀行協会「全国銀行財務諸表」、
(株)日本金融通信社「ニッキン資料年報」

不良債権：延滞債権 + 破綻先債権

P値：都銀0.019、地銀0.000、信金0.019

中小企業向け貸出の状況(経営改善計画フォローアップより)

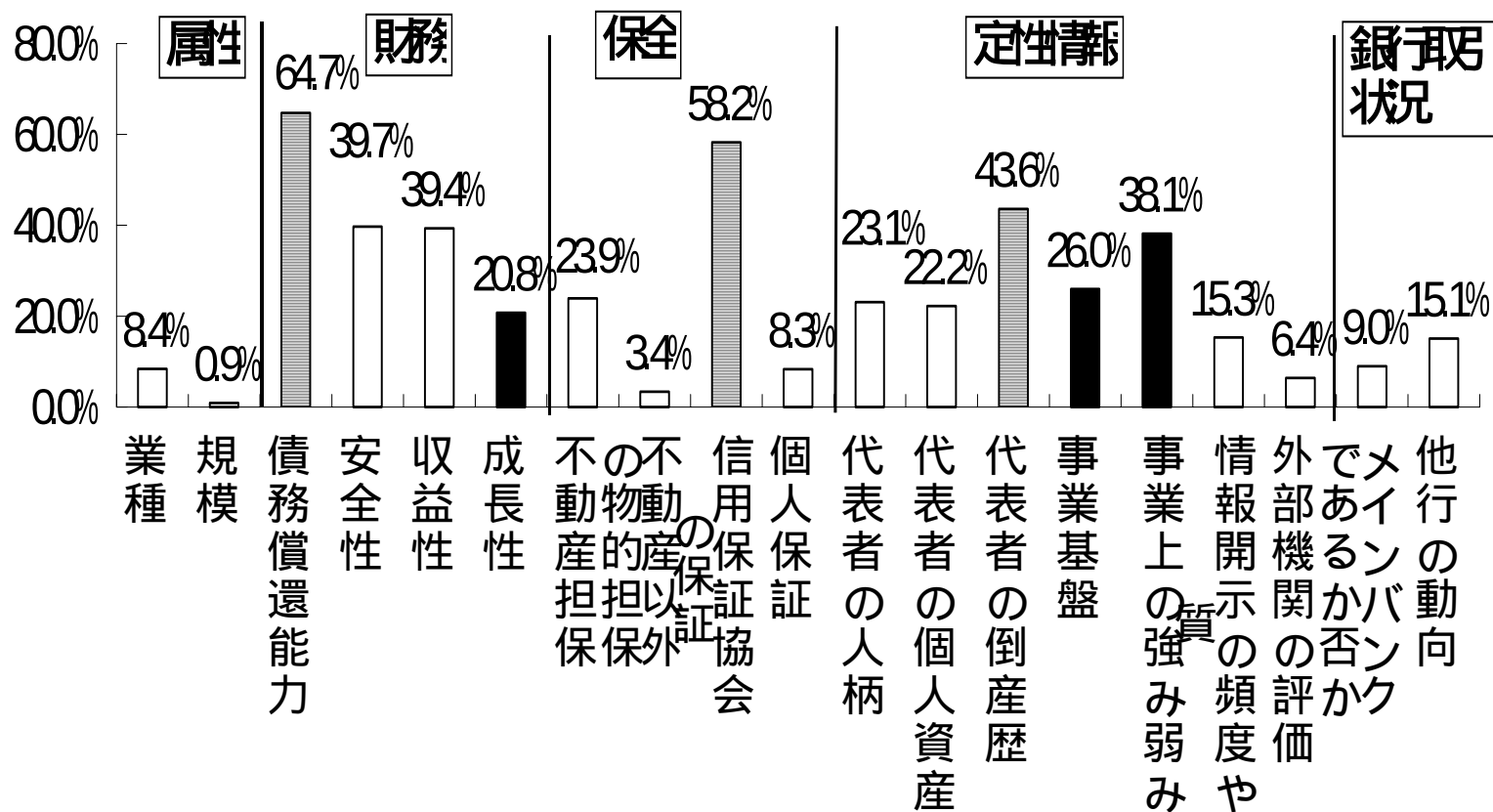
	14年9月期		14年9月期
みずほ2行	▲5兆1,000億円	三井住友	▲1兆9,000億円
UFJ2行	▲8,300億円	住友信託	▲1,100億円
りそな5行	▲5,600億円	横浜	▲2,300億円
三井トラスト2行	▲3,100億円	合計	▲9兆円

(平成14年3月末比)

(3)担保等を重視する金融機関

財務、担保・保証の重視

銀行は中小企業向け貸出にあたっては、事業基盤等の定性情報よりも、財務状況、債権保全（担保・保証）を重視する傾向あり。



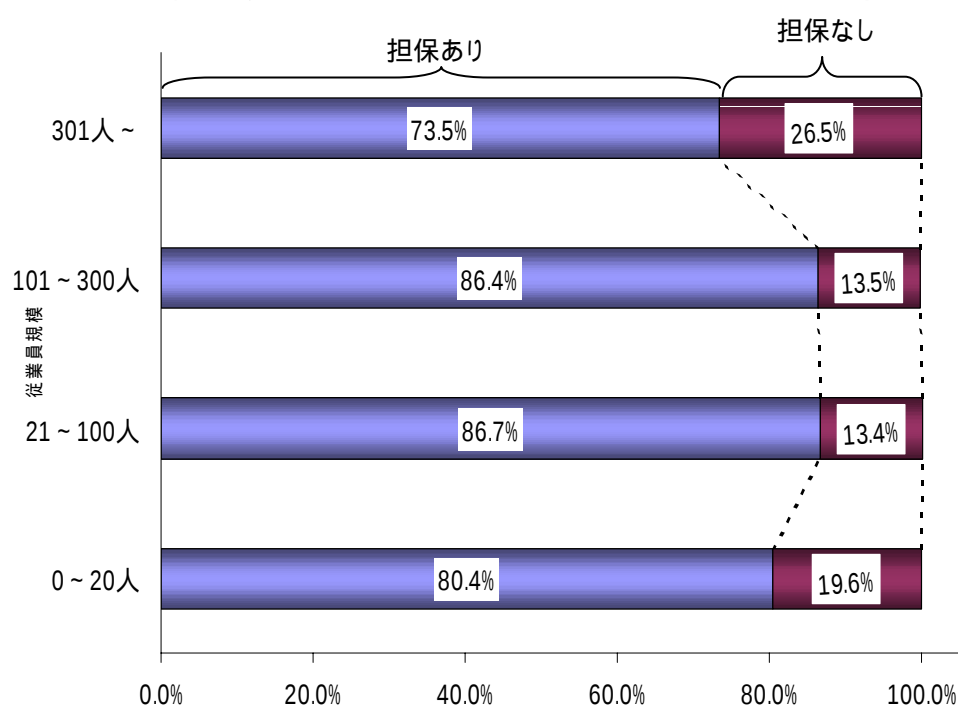
資料(社)中小企業研究所「中小企業向け貸出の実態調査」(2003年1月)

(注) 複数回答のため、合計は100を超える

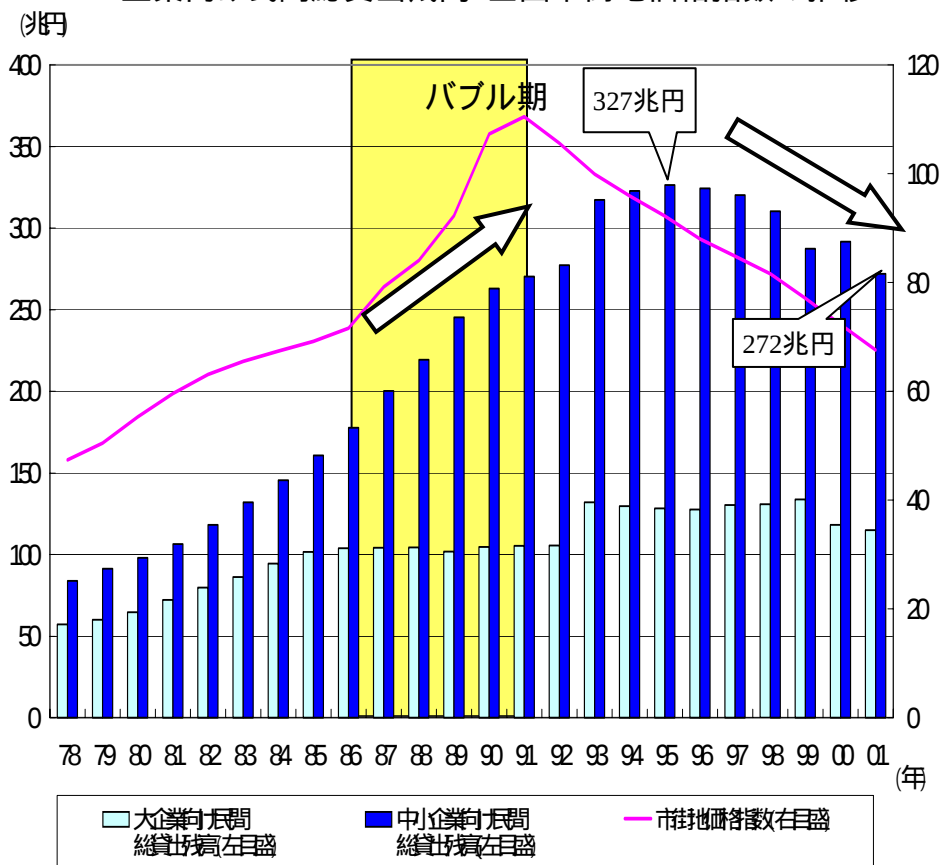
不動産担保への過度の依存

金融機関は貸出にあたって、担保を徴求することが殆ど。近年、地価の下落の継続などを背景に、民間金融機関の中小企業向け貸出は顕著に減少している。

従業員規模別メインバンクへの担保提供の有無



企業向け民間総貸出残高・全国市街地価格指数の推移



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)
(注)メインバンクからの借入がある企業のみを集計。

(出典) 日本銀行「金融経済統計月報」、中小企業庁「中小企業調査月報」、
(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」

< 現行BIS規制について >

国際業務を営む銀行に対して 8 % (国内業務の場合は 4 %) 以上の自己資本比率の維持が義務づけられている。

自己資本比率を一定水準以上に維持するためには、 分子を増やす = 資本充実(増資等)
分母を減らす = 融資圧縮 等が考えられるが、不況下においては、 の選択肢を取らざるをえない恐れがある。

BIS規制の流れ

1988年 7月	BIS (国際決済銀行) にて 現行バーゼル合意発表
1992年12月	日本におけるBIS規制実施
1998年 7月	現行バーゼル合意の見直し決定
1999年 6月	見直しの第一次市中協議案公表
2001年 1月	見直しの第二次市中協議案公表
2006年末	新規制の適用開始

早期是正措置とのリンク

銀行法第26条等に規定のある法律で、平成10年4月から導入。

海外に営業拠点を有する金融機関の場合

国際統一基準とは、BIS規制上の自己資本比率を指す

自己資本比率 (右上の国際統一基準)	措置の主な内容
8 % 未満	経営改善計画の作成及びその実施命令
4 % 未満	増資計画の策定、既存業務の縮小等
0 % 未満	業務の一部又は全部の停止命令

自己資本比率の算出方法

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{Tier I} + \text{Tier II} - \text{控除項目}}{\text{資産項目} \times \text{リスクウェイト}}$$

Tier I 狭義の自己資本 (資本金、準備金など)

Tier II 2 次資本
(有価証券含み益、劣後ローン等)

資産項目 国債、融資、保有有価証券等

Tier II は、Tier I と同額までしか計上できない

リスクウェイトの例

国債・政府向け貸付	OECD加盟国	0 %
	その他の諸国	1 0 0 %
金融機関向け貸付	OECD加盟国	2 0 %
	その他の諸国	1 0 0 %
事業法人	一律	1 0 0 %
(cf 信用保証協会の保証付貸出		1
0 %)		7
事業法人の信用度 (格付け等) は問わない		
個人向け住宅ローン		5 0 %

< 自己査定と引当 >

金融機関は自己査定に基づき、債務者区分、さらに担保等の保全度合いを勘案した債権分類を行い、それぞれ貸倒引当金の計上が求められている。

金融機関は、担保等で保全されない債権に対しては、多くの引当金を積む必要あり。したがって、金融機関は担保等がない先に対する貸出に消極的となる恐れがある。

債務者区分	債権分類 [対象は総資産(貸付有価証券・貸出金・外国為替・未収利息・未収金・貸出金に準ずる仮払金・支払承諾見返)]				< 償却・引当の考え方 >
	・優良担保の処分可能見込額 ・優良保証等により保全されている部分	・一般担保の処分見込額 ・一般保証や清算配当により回収可能と認められる部分	・優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額	・左記以外の回収の見込みがない部分	
破綻先 実質破綻先	非分類	第 分類	第 分類 (Loss)	第 分類	担保等において保全されていない部分(分類額に相当)の全額直接償却または個別引当
破綻懸念先			第 分類 (Doubtful)	第 分類	担保等において保全されていない部分(分類額に相当)のうち必要額を見積もり個別引当(目安70%)。
要注意先			(Substandard)	第 分類	今後の一定期間の予想損失額を見積り、引当。 要管理先：担保等により保全されていない部分の15%を目安 要注意先：平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等
正常先	(Pass)		(Special Mention)		

(4) 中小企業金融の多様化の現状

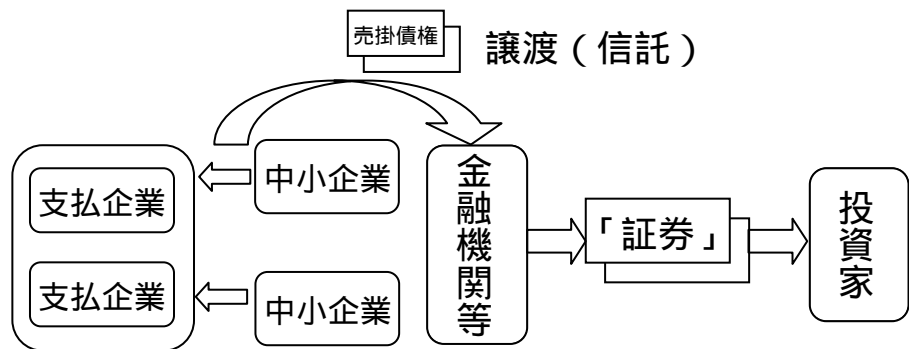
証券化への取組

一部の金融機関では、バランスシート上のリスクアセットを増やさず、投資家とリスクを分担することで中小企業へ資金供給を行う新たな金融手法に取り組みつづける。

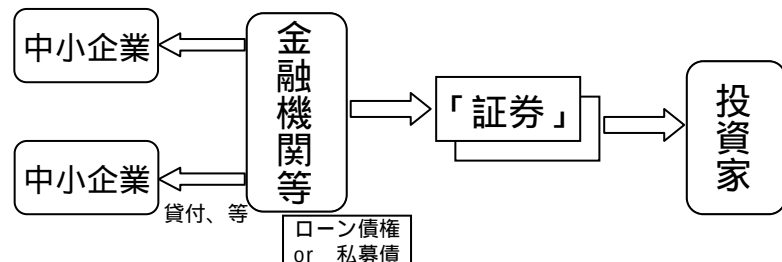
その手法は、大きく分けて、中小企業の有する売掛債権の証券化(ABCP)、中小企業向けローン(私募債)の証券化(CLO,CBO)の2パターン。

これらは、従来型の間接金融(家計部門の預金を原資に銀行等が貸出を行う)を補完し、家計部門のリスクマネーを呼び込む金融手法(「市場型間接金融」)として、発展させていく必要性は高い。

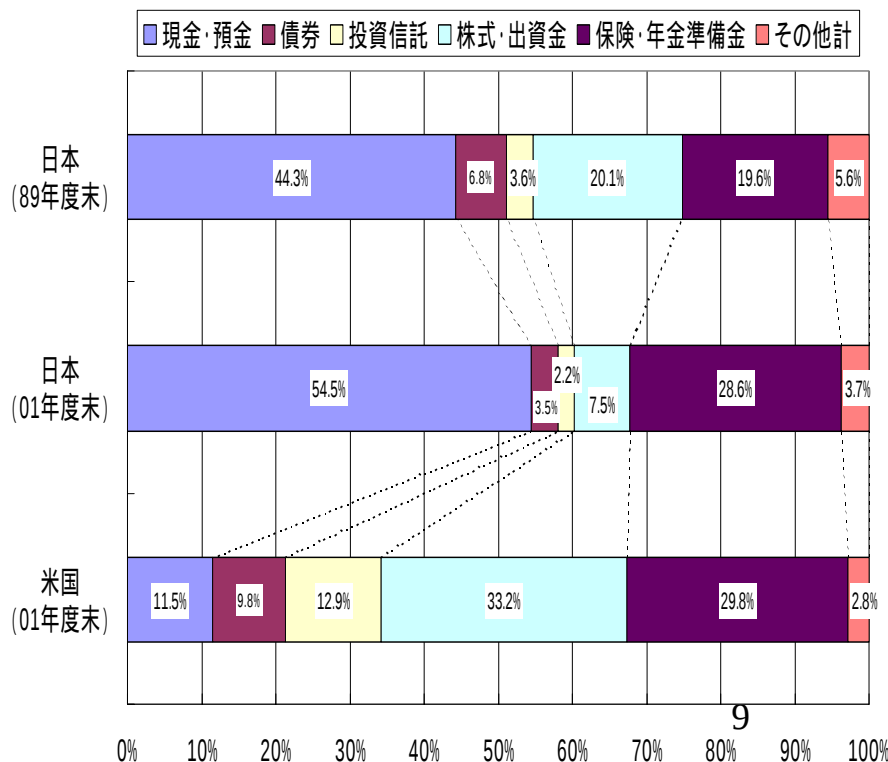
中小企業の有する売掛債権の証券化(ABCP)



中小企業向けローンの証券化(CLO、CBO)

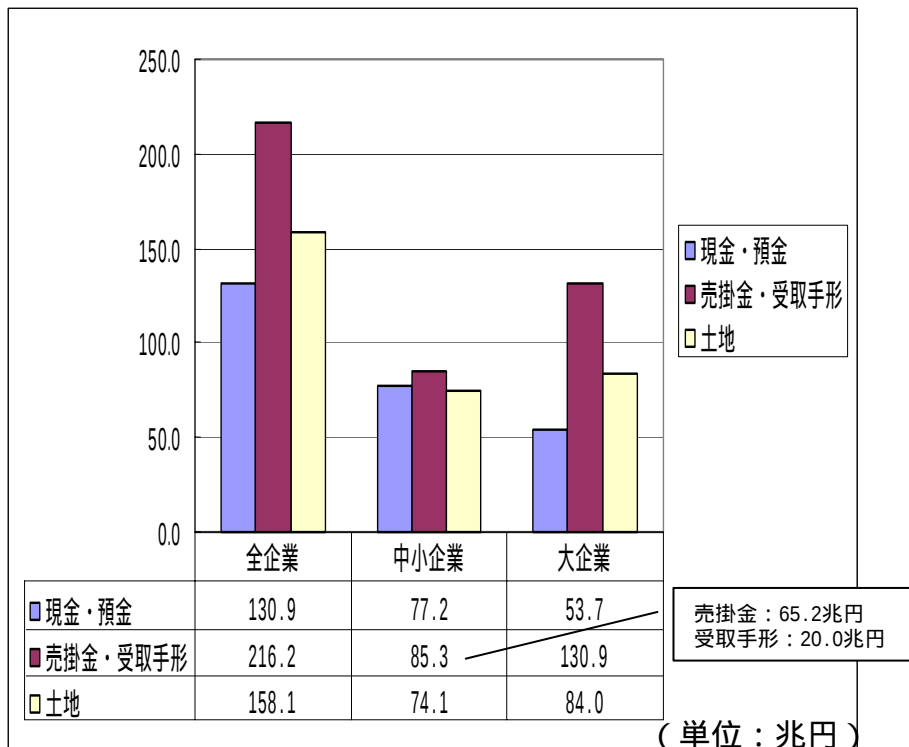


家計部門の金融資産構成(日米比較)



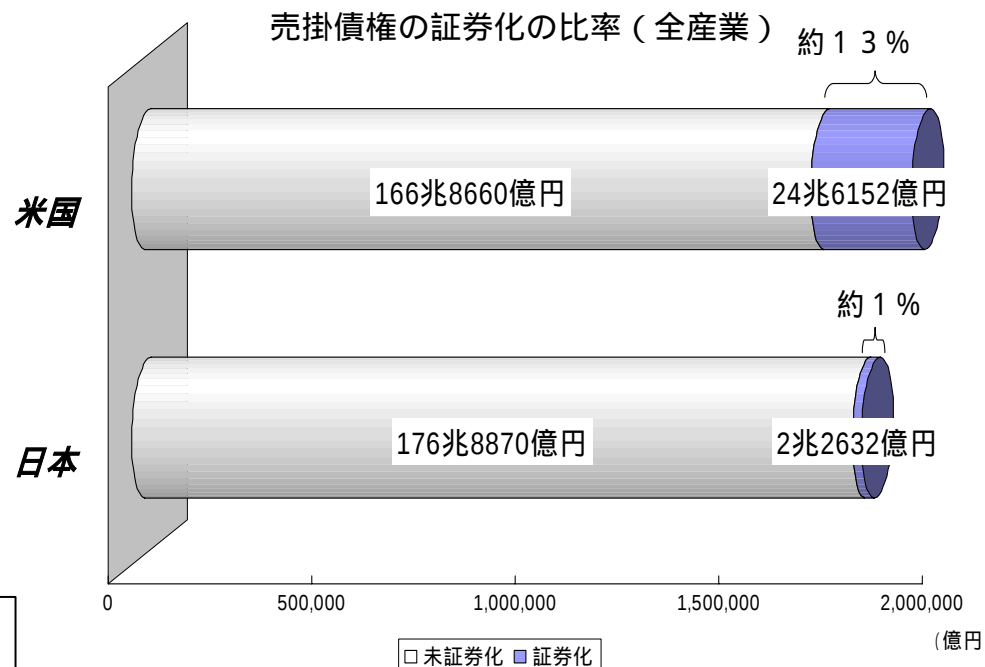
売掛債権の活用の現状

中小企業が保有している売掛債権の規模は、土地や現預金に匹敵。しかしながら、**未だ資金調達的手段としては、十分に活用されてるとは言い難い。**（平成13年12月に売掛債権担保融資保証制度を創設し、その普及・促進に努めているところ。）
とりわけ、売掛債権を証券化している割合は米国に比べて小さい。



（出所）財務省「法人企業統計年報」（平成13年度）

（注）中小企業とは、資本金1億円未満の法人企業、大企業とは、資本金1億円以上の法人企業を指す。



（出所）

Federal Reserve Board, "Flow of Funds Accounts of the United States" (2000年9月)

大蔵省：「法人企業統計年報」（平成11年度版）

日本銀行：「資金循環勘定」（2000年6月末速報）

（注記）

・米国の売掛債権(trade receivables)は、非農業・非金融企業のもの。

証券化額については、資産担保証券(ABS)発行体の資産に含まれている売掛債権の総額を利用。

・日本の売掛債権総額は、法人企業統計年報中の「売掛金」の総額。証券化額については、「資金循環勘定」中の「特別目的会社・信託」の資産に含まれている「企業間・貿易信用」の額を利用。

多様な資金供給主体

いわゆる「ノンバンク」は、預金以外の手法で資金調達を行い、主として、手形割引・無担保貸付、リース、ファクタリング等の形態で中小企業向けを中心に資金を供給。

中小企業金融において一定の役割を担っている。（中小企業向け貸出残高の10%のプレゼンス）。

ノンバンクの概要

金融機関	概要
事業者向貸金業者	事業者に対して資金の貸し出しを行う業者。 企業のつなぎ資金として利用され、一件当たりの平均貸出残高は銀行と比べて小さい。
手形割引業者	企業が受け取った商業手形を期日到来前に金利分を差し引いて現金化する業者。
流通・メーカー系会社	メーカー、流通、建設、不動産系の会社が取引業者に対して金融を行う業者。
建設・不動産業者	大企業の子会社である場合が多い。
リース会社	物品を取得し、利用者に長期にわたり貸与する業者。
日賦貸金業者	小事業者に対し日掛けで貸し出しを行う業者。
ファクタリング	中小企業の売掛債権の買い取りや支払保証を行う業者。

ノンバンク営業形態別業務状況

金融機関	規制法 ²	事業者数	全融資の規模	平均貸付金利 ⁵
事業者に関連する貸金業 ¹ (事業者向貸金業者)	貸金業規制法	3,515	204,361	18.2%(有担保) 24.1%(無担保)
(手形割引業者)		941	4,273	20.3%
(流通・メーカー系会社)		219	9,547	—
(建設・不動産業者)		756	23,774	12.6%
(リース会社)		187	45,798	—
(日賦貸金業者)		1,270	691	99.6%
合計		6,888	288,444	—
ファクタリング ³	—	約20	約4,500	—

1 2000年3月における総貸付残高であるため、厳密に中小企業向け貸出残高を示すものではない。

2 他にも出資法、利息制限法に關しても留意する必要。

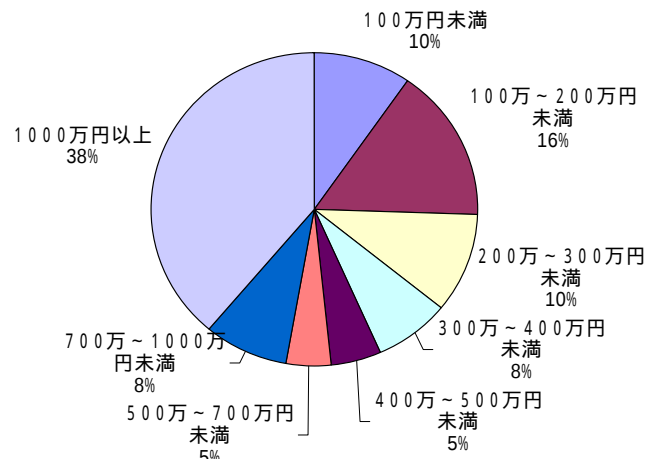
3 1999年3月における買取債権残高。

4 貸金業の事業者数は貸金業規制法による登録業者数から貸付残高のない業者を除いたものである。

5 平均貸付金利は2000年9月末、日賦貸金業者の上限金利は2000年9月において109.5%である。

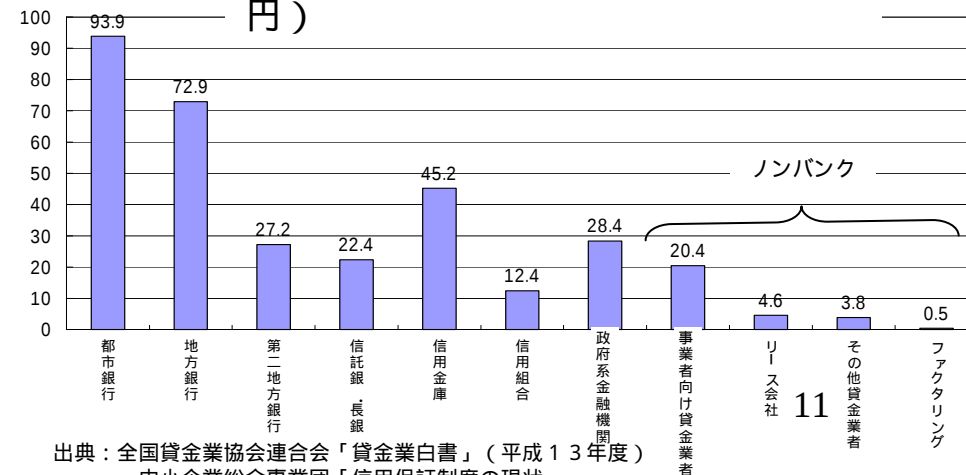
6 リース会社のリース取扱残高は2001年7兆7337億円、そのうちの46.2%が中小企業向けである。

事業者向貸金業者の1件当たり平均貸出残高



出典：全国貸金業協会連合会「貸金業白書」（平成9年度）

中小企業向け貸付残高（単位：兆円）



出典：全国貸金業協会連合会「貸金業白書」（平成13年度）

中小企業総合事業団「信用保証制度の現状」

. 中小企業金融の多様化と円滑化に向けた課題

1. 現行の中小企業金融システムの問題点と中小企業金融対策

(1) 間接金融への過度の依存

金融経済情勢の悪化に伴う金融機関(銀行・信金・信組)のリスクテイク能力の低下(BIS規制・金融検査・引当金の積立て等によるリスクテイク能力の制約)が、中小企業への資金供給に大きな影響を及ぼす。

このため、やる気と能力があるものの、担保の乏しい中小企業者が金融機関から融資を受けることができるよう、全国に52ある信用保証協会が中小企業者の連帯保証人となり、その担保力・信用力を補完。

< 保証実績 > 年間の保証承諾額: 約13兆円 平成14年度末の保証債務残高: 33兆円

また、政府系金融機関(中小公庫、商工中金、国民公庫)が中小企業向けに積極的に融資。

< 貸付実績 > 平成13年度末の貸付残高: 27兆円

(2) 不動産担保への過度の依存

能力があるにもかかわらず、不動産担保を有さない中小企業者に資金供給が行われない。(このため、金融機関の審査能力の低さとの悪循環が発生。)

また、バブル崩壊後の不動産価格の下落により資金供給に大きな制約が発生。

売掛債権担保融資保証制度(売掛債権を担保とした融資に対して信用保証協会が別枠で保証を行う制度)を平成13年12月に創設。

< 保証実績 > 保証承諾件数 6,750件 融資実行額 2,871億円 (平成15年5月2日までの累計)¹²

2. 今後の中小企業金融システム改革の論点案（本研究会の論点案）

- (1) 従来型の金融の機能強化と併せ、間接金融、とりわけ不動産担保に依存しない中小企業の資金調達を拡大するためには何が必要か。

なぜ中小企業金融は間接金融に依存する構造となっているのか。

中小企業・地域金融の円滑化において、求められる機能(例えば、リレーションバンキング等)の課題と対応策は何か。

間接金融以外の新たな資金供給チャネルが発展していく上で課題は何か。

の課題の解決に向けて、民間部門に求められる取組と公的部門に求められる取組として、どのようなものがあるか。公的部門が政策的な支援措置を講じるとした場合、具体的にどのような措置を講じるべきか。

- (2) 次のような新たな金融手法に関して、どのような課題があり、どのような取組が求められるのか。

証券化による資金調達手法(市場型間接金融)

東京都その他の府県等においてCLO・CBOの組成が行われるようになってきているが、こうした証券化技術を活用した資金供給チャネルを拡大するために、どのような取組が必要か。

現在稼働していない資産(在庫等)を担保とした融資手法など、新たな融資手法

売掛債権担保融資保証制度に続いて、知的財産権など、これまで資金調達手段として十分活用されていない中小企業者の資産の利用を振興できないか。

預金取扱金融機関以外の主体(ファイナンス会社・商社等)による資金供給

預金取扱金融機関以外の主体として、現行の政府系金融機関による貸付等に加え、ファイナンス会社・商社等による資金供給機能をどのように評価し、今後、どのような取組が求められているのか。

その他

○ 関係方面からの指摘

政府系金融機関の役割として、金融手法の革新等への支援については、関係方面からも指摘されているところ。

- 「政策金融改革について」（経済財政諮問会議（平成14年12月13日）とりまとめ）
 - ・わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要。
 - ・あるべき姿の実現に向け、政策金融の手法の革新等可能な措置はできるだけ速やかに実施。
 - ・政策金融改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。
- 「金融システムと行政の将来ビジョン」（金融システムと行政の将来ビジョン懇話会とりまとめ（平成14年7月））
 - ・民間金融部内だけでのリスク移転や証券化が急速に進展しないのであれば、むしろ政策金融改革の照準を、政策金融自らの貸出債権を含めた証券化支援に置くことが、日本の金融システムにおいて機能分化を促すための現実的で有効な方策と考えられる。
- 「リージョンシップ・バンクの機能強化に関するアクションプラン」（金融庁（平成15年3月））
 - ・中小企業の資金調達の多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。